

利益相反について

昨今の医療・医学を取り巻く状況・社会的情勢を鑑み、本会にて利益相反に関する申告を導入いたします。臨床研究（研究の方法・データの解析・結果）に関する発表演題での中立性と公明性を確保するため、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

日本線維筋痛症学会第 11 回学術集会 会長 長田 賢一

一般社団法人日本線維筋痛症学会 理事長 横田 俊平

詳細は以下にご案内いたします。

情報開示の対象は、発表演題が臨床研究である場合で、自身の抄録提出 1 年前から発表時までにおける、発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関する利益相反についてです。共著者については不要です。

産学連携による臨床研究には、学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元(公的利益)だけでなく、産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など(私的利益)が発生する場合があります。

これらの 2 つの利益が研究者個人の中に生じる状態を利益相反(conflict of interest: COI)と呼びます。

1.利益相反に関して開示すべき事項については、本大会において自己申告が必要な項目及び金額を下記のように定めます。

- 1) 企業または営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1 つの企業または団体からの報酬額が年間 100 万円以上。
- 2) 株の所有については、1 つの企業についての 1 年間の株による利益(配当、売却益の総和)が 100 万円以上、あるいは当該企業の全株式の 5%以上の保有。
- 3) 企業または営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1 つの特許権使用料が年間 100 万円以上。
- 4) 企業または営利を目的とした団体が、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払った日当、講演料などについては、1 つの企業または団体からの年間の合計が 50 万円以上。
- 5) 企業または営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1 つの企業または団体からの年間の合計が 50 万円以上。

6) 企業または営利を目的とした団体が提供する研究費(委託研究、共同研究など)については、1 つの臨床研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上。

7) 企業または営利を目的とした団体が提供する奨学寄附金(奨励寄附金)については、1 つの企業・団体から1名の研究代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上。

8) 企業または営利を目的とした団体が提供する寄付講座に所属している場合。

9) その他の報酬(研究とは直接無関係な旅行、贈答品など)については、1 つの企業または団体から受けた報酬が年間 5 万円以上。

2. 演題投稿のテンプレートに利益相反の回答欄がありますので、そちらに有無を入力の上、ご投稿ください。

3. 本会当日、発表スライドやポスターの一部スペースに、利益相反に関する情報を呈示いただくこととします。詳細につきましては、後日 HP にてご案内いたします。